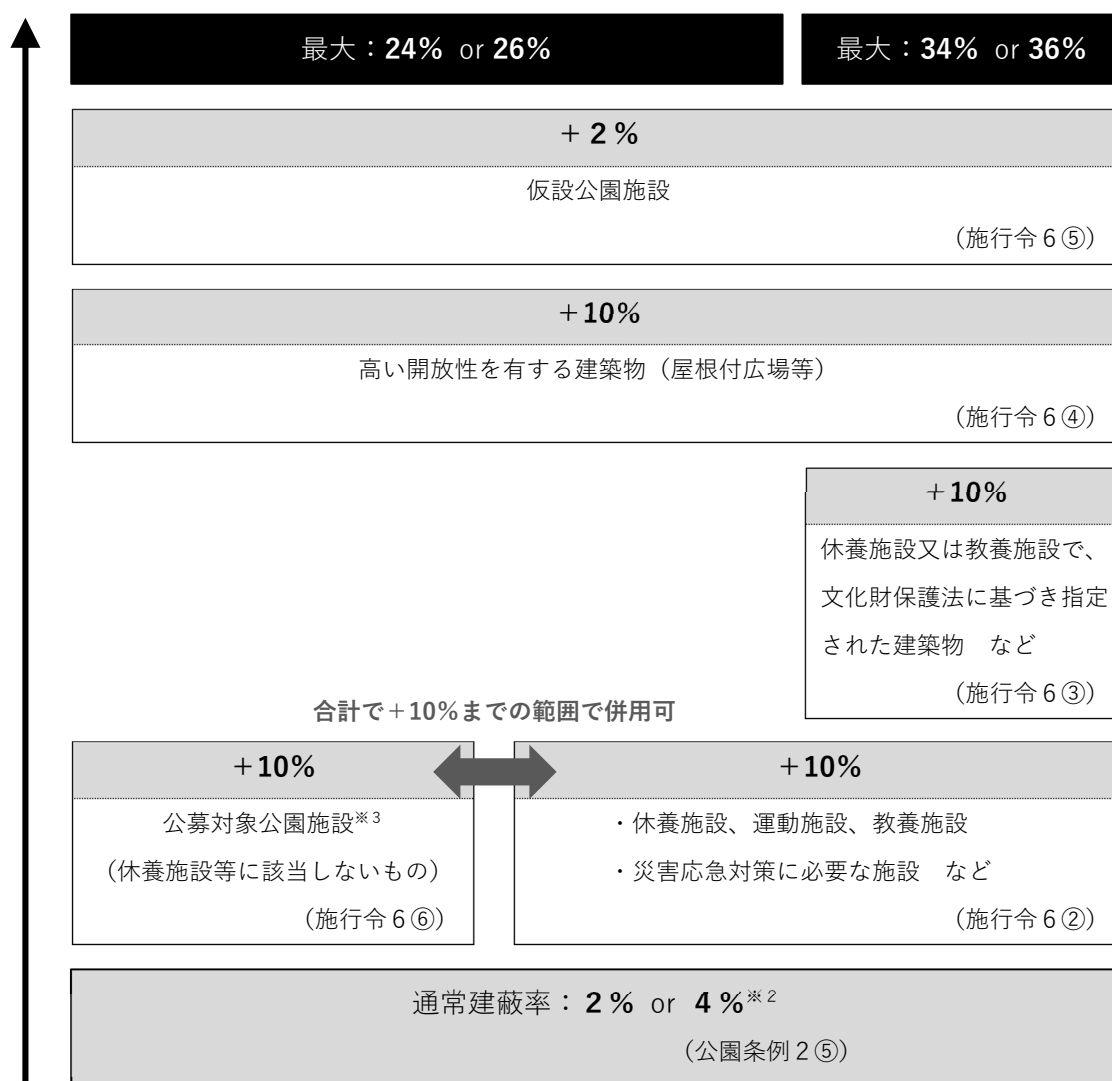


都市公園における建ぺい率の上限について

都市公園内に設置できる建築物については、都市公園法及び施行令、公園条例により、下図^{※1}に示すとおり、建蔽率の上限が定められています。



※1 『都市公園の質の向上に向けたPark-PFI活用ガイドライン（令和5年3月改正版）』（国土交通省都市局 公園緑地・景観課）を参考に作成

<https://www.mlit.go.jp/toshi/park/content/001598649.pdf>

※2 公園条例第2条の5第1項の規定に基づき、次に該当する公園については、4%となります。

- ・ 敷地面積が0.25haを超える街区公園、近隣公園、地区公園、緑道
- ・ 水辺のにぎわいの創出又は集客及び観光に寄与する都市公園（中之島公園、桜之宮公園、大阪城公園、天王寺公園及び鶴見緑地）

※3 P-PFI制度において、公園利用者の利便性向上に資する公園施設として設置するもの。